

会議録（2022年度 第2回愛知県事業評価監視委員会）

- 1 日 時 2022年9月12日（月） 午後1時30分～午後3時50分
- 2 場 所 愛知県庁 本庁舎 正庁
- 3 出席者
（委員） 阿部委員、小川委員、北野委員、木全委員、小谷委員、
平松委員、藤森委員
（県建設局） 建設局技監、道路維持課担当課長、建設企画課担当課長
（建築局） 公営住宅課長
（県農林基盤局） 農地整備課長、農林総務課農林技術管理室長
- 4 会議次第
 - （1）開会
 - （2）議事
 - ①第1回委員会 会議録の確認について
 - ②第1回委員会 修正評価調書の確認について
 - ③対象事業の審議について
 - 【再評価】交通安全対策事業 3事業
 - 【事後評価】公営住宅等整備事業 2事業、
農業農村整備事業 2事業
 - （3）閉会

1 第1回委員会 会議録の確認について

特に意見なし。

[結論] 会議録について了承する。

2 第1回委員会 修正評価調書の確認について

特に意見なし。(※事前に書類審査済み)

[結論] 修正評価調書について了承する。

3 対象事業の審議について

【再評価】

(1) 交通安全対策事業

①交通安全対策事業（交差点改良事業）：主要地方道名古屋碧南線（森岡工区）の審議

道路維持課から説明。

[委員] 一般的な道路整備事業については感覚的に1kmあたり1億円くらいだと思うが、本事業について、延長当たりの事業費が高いと思われる。事業費は妥当か。

[県] 一般論になるが、バイパス整備事業等に比べ、交差点改良などは家屋が連担しているケースが多いため、単位延長当たりの事業費が高くなる傾向である。

本事業においては、1mあたりの事業費は約270万円であり、過去の同種の事業平均値と比較してもおおよそ同じ値となっていることから、事業費は妥当であると考えている。

[委員] 事故削減の評価方法について、発生件数で評価するのか。こういった指標で評価するのか。

[県] 死傷事故率が高くないため、交通事故の削減は目標としては入れていないが、貨幣価値化困難な効果の評価基準上で評価をしている。

[委員] 事後評価のときにはどういった評価をするのか。

[県] 歩行者等に安全に利用してもらえているかを見て、評価をする。

[委員] 交通円滑化について、本事業の整備によりどう改善されるかの見込みはあるか。また、どう評価をするのか。

[県] この交差点を中心とした一定区間の混雑時の旅行速度を確認し、事業完了後にその速度が上昇したかどうかを実際に走行し、確認して、交通円滑化がされているかを判断する。

[委員] 現時点で予測をすることはできないのか。

[県] 予測はしていない。

[委員] 説明資料 9 ページにおいて、用地進捗状況が 6 割との説明を受けており、進捗が思わしくないと思うが、残り 3 年で事業を完了させられる見込みはあるのか。

[県] 面積ベースでの用地進捗率は 6 割であるが、件数ベースでは 8 割が用地取得済である。残りの 2 割についても、用地交渉の中で、交渉に応じてもらえる条件を示されており、地元役員の協力を得ながら粘り強く交渉することで、用地取得を完了させ、事業を完了させられる見込みである。

[結論] 対応方針（案）を了承する。

②交通安全対策事業（歩道及び自転車歩行者道設置事業）：一般国道 247 号（内海工区）の審議

道路維持課から説明。

[委員] 4 つの事業目標のうち、交通円滑化の優先順が低いのはなぜか。

[県] この歩道設置により渋滞も緩和されると考えているが、本事業の目標としては、交通事故の削減、歩行者等の安全確保、危険通学路の解消の方が優先度は高いと考えているためである。

[委員] 交通事故の削減について、死傷事故率の数値としては採択時よりも上がっているが、偶発的な要素も強いので、上がっているというよりも、依然として交通事故が継続していると思われる。

その発生した事故について、どのような事故が発生しているのか。

[県] 歩行者対自動車の事故や、自動車同士の出会い頭の事故、追突事故など、多種多様な事故が発生しており、特に特定の種類の事故が多いといった傾向は見られない。

[委員] 用地取得が完了する見込みはあるのか。

[県] この工区の特徴としては、店舗が多く、その店舗から借地料を収入としている地権者の同意が得られていないというのが現状である。しかしながら、これまでの用地交渉により、用地取得に応じる条件は示されているので、今後も粘り強く交渉をし、用地取得完了を進め、2028年度までの事業完了を目指す。

[結論] 対応方針（案）を了承する。

③交通安全対策事業（歩道及び自転車歩行者道設置事業）：一般県道道場山安城線（福釜町工区）の審議

道路維持課から説明。

[委員] 本事業が完了し、歩道整備がされた後には中学校の通学路が変更される見込みとのことだが、今はどこを通学路として利用されているのか。

[県] 今は一般国道23号の側道を利用しながら、大きく迂回している。

[委員] 事業費が当初よりも大幅に増大しているが、再評価調書の説明が少ないため、どのような理由でどれだけ事業費が増大したのかを具体的な数値や件数も入れ、丁寧な説明をしてほしい。見込みが甘かった部分もあるのではないか。丁寧な説明が必要だと思われる。そのような中、どうすれば定量的に示せるか。

[県] 説明が不十分となってしまい申し訳ない。再評価調書1ページの計画変更の推移において、変動要因の分析の欄に事業費が増大した理由を記載しているが、この部分を具体的に記載し、各事業費増大理由についてどのくらい事業費が増大したかがわかるように再評価調書を修正する。

[委員] 事業費増大の主な理由が、既設橋を門型カルバートに入れ替えることと、その工法変更により迂回路が必要になったことであるため、当初の継ぎ足しから門型カルバートでの施工とした理由を、やむを得ず選定したということだけではなく、例えば今後の投資を見据えて判断したなど、メリットを説明

として加えてほしい。

[県] 既設橋が築 80 年の構造物であり、拡幅部分の付け足しを行うにあたり構造的に不安があることと、付け足し工事であっても、終日片側交互通行での施工が必要であり、長期間に渡り周辺交通へ大きな影響を与えるため、迂回路を築造し、門型カルバートによる架け替えは妥当であると考えている。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

【事後評価】

（１）公営住宅等整備事業

①公営住宅等整備事業：西春住宅の審議

公営住宅課から説明。

[委員] 再入居の内訳について、建替後新棟が 85 戸、団地内の既存住棟が 5 戸とあるが、この 5 戸はどこに移転したのか。今回の評価対象区域は、西春住宅の全区域ではないのか。

[県] 今回の評価対象区域は西春住宅の北側の区域であり、評価対象外の南側の区域に移転された方がいる。

[委員] 南側の区域も同程度の規模なのか。

[県] 南側の区域の方が規模は大きい。

[委員] 事業目標の「②居住環境の整備」について、事業前の住戸は老朽化しており、機能面が現在の水準に比べて陳腐化していた。これを現行の居住水準まで引き上げているので、アップデートというニュアンスで表現するべきである。

また、評価調書 3 ページの「効果の算定要因に対する評価」について、「福祉的役割」に「居住水準向上効果」の内容が記載されているので修正するべきである。

[県] ご指摘のとおり修正する。

[委員] 調書について、評価対象区域が西春住宅の一部ということが分かるように修正するべきである。

[県] ご指摘のとおり修正する。

[委員] 「地域波及効果」に児童遊園があるが、地域に開放しているのか。

[県] 開放している。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

②公営住宅等整備事業：初吹住宅B街区の審議

公営住宅課の説明。

[委員] 西春住宅で指摘した点は同様に修正すること。

[県] 修正する。

[委員] 西春住宅と同程度の規模であるのに、調査設計費の額に差があるのはなぜか。

[県] 主な要因としては、西春住宅は工事監理を委託していたが、初吹住宅B街区は県の職員が直接工事監理を行ったためである。

[委員] 努力してコストが抑えられたのであれば、調書に加筆してもいいのではないか。

[県] 承知した。

[委員] 「③再入居の保障」について、建替後新棟に入居している方が少ないように感じるが、建替後の家賃の上昇が原因ではないか。建替後の家賃の妥当性については建替後新棟に過半数以上の方が入居されているということで判断しているのか。

[県] 「③再入居の保障」に関しては、従前入居者の再入居状況を確認していることで目標達成としている。家賃については、建替後新棟に入居された方は居住水準と家賃を比較した上で満足されたと認識している。

[委員] 「③再入居の保障」について、不満がありつつ、移転した方がいるのであれば、再入居の状況を確認しただけでは目標達成にならないのではないか。

[委員] 再入居先については個人の事情もあるので、建替後新棟への再入居の希望があった方がどれくらい入居しているのかが重要だと思う。

家賃は事業前後でどのくらい変わるのか。

[県] 家賃については、事業前が約1万5千円、事業後が約3万円である。

[委員] 同程度の民間賃貸住宅だと家賃はどのくらいか。

[県] 約6万3千円だと想定している。

[委員] 事業前後の家賃、民間賃貸住宅での家賃を考えると、再入居の保障としては問題なかったのではないかと思う。

[委員] 西春住宅以外の県営住宅に再入居した方は家賃が原因なのか。

[県] 個人の事情によるが、家賃を理由としている方も含まれると思う。

[委員] 「③再入居の保障」の評価では、入居者の希望に沿っているのかも重要だと思う。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

①農業農村整備事業（たん水防除事業）：鍋田2期地区の審議

農地整備課から説明。

[委員] 「事業効果の発現状況」について、鋼矢板打設工法の変更により事業費が増加したとあるが、材料費の高騰が原因なのか。

[県] 材料費の高騰ではなく、工法変更が原因。橋梁部の下部を施工する際に通常の打設工法ではなく特殊な工法の使用や、継矢板などで施工したために事業費が増加した。

[委員] 橋梁下部を施工することは計画段階で分かっていたのではないか。橋梁は計画後にできたのか。

[県] 橋梁は計画段階からあったが、計画段階では概算であり、詳細設計により工法を選定しているため増額となった。

[委員] 計画段階では詳細な事業費を算定することが難しいことは分かるが、橋梁など周辺の状況に気をつけた計画を立て、事業費を計上されたい。

[委員] 「達成状況に対する評価」において、「事業完了後5年間計画基準雨量以下で湛水被害がないことから事業目標が達成されている」という評価で良いのか。

[県] 過去の事後評価地区においても同様の表現としている。

[委員] 事業期間が22年間となった理由は。

[県] 本地区は排水機場、排水路、樋門等施工規模が大きいことや、公共事業予算が縮減される等、予算確保が困難だったこともあり、長期化した。

[委員] 今後、海面上昇など気候変動の影響で、事業が手戻りとならないような事業計画は検討できるか。

[県] 国庫補助事業の性質上、国の基準に合わせて計画する必要がある。現時点では気候変動を考慮するような動きは確認できていない。

[結論] 対応方針（案）について了承する。

②農業農村整備事業（たん水防除事業）：大府五ヶ村川地区の審議

農地整備課から説明。

[委員] 「同種事業に反映すべき事項」について、本地区は工期が長いため、事業期間中に20年に1回の降雨が起こることも考えられるが、そういった場合の対応策は。

[県] 既設排水機場は老朽化しているものの、適切な管理が行われていることから、被害は発生していない。また、台風など事前に大雨が予測できる場合は、雨が降る前から排水機場を運転し、排水路の水位を下げしておくなどの対応を行っている。

[委員] 事業期間を延長した理由は。

[県] 事業期間中に東日本大震災が発生し、新たな耐震基準で機場を評価したところ、耐震不足であることが判明した。そのため耐震補強工事を実施する必要があり、事業期間が延長された。

[委員] 耐震補強により施工が延長されたことを評価調書に記載されたい。

[県] 「②事業効果の発現状況」【事業期間に対する評価】欄に耐震補強による工期延期の旨を記載する。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。